

子供への虐待の防止等に関する条例案(仮称)の項目検討(概要)

総則

- 【目的】：行政、都民、保護者等の責務
子供の権利利益の擁護と健やかな成長
- 【定義】：子供、保護者、虐待、関係機関等、子供家庭支援センター
- 【基本理念】：虐待は重大な権利侵害、子供の意見尊重
子供の最善の利益最優先
- 【責務】：東京都、都民、保護者及び関係機関等

未然防止

- 【子育て支援】：妊娠・出産、子育てに係る相談・支援施策実施
- 【普及啓発】：子供等への情報提供・啓発（学校での啓発等）
※全般的な啓発は都の責務で規定
- 【母子保健施策】：区市町村実施の母子保健施策への支援
：予期せず妊娠した者等を必要な医療・支援につなぐための体制整備
- 【各種健診等の活用】：妊産婦健康診査、乳幼児健診の
受診勧奨等に応ずる努力義務

早期発見・早期対応

- 【通告しやすい環境づくり】
：虐待の通告義務、通告しやすい環境づくり
- 【子供の安全確認】
：通告受理時の速やかな安全確認
：安全確認への保護者等及び都内の団体の協力
：児童相談所の法的権限の行使
- 【児童相談所等の調査等】
：都内の団体に虐待の防止等に係る情報提供を依頼

【連携・情報共有】

- ：児童相談所間の的確な引継ぎの実施
- ：都及び区市町村の要保護児童対策地域協議会における情報共有
- ：児童相談所と子供家庭支援センターの連携

虐待を受けた子供・虐待を行った保護者への支援

- 【子供への支援】：年齢、心身の状況等に応じた支援・教育
- 【保護者への指導・支援】：良好な家庭環境の形成、再び虐待を行わないよう支援
- 【指導・助言等に従う責務】：児童相談所等の指導・助言等に応じる保護者の責務

社会的養護・自立支援

- 【社会的養護の充実】：里親等委託の推進、児童養護施設等の充実
- 【自立支援】：社会的養護のもとで育った子供等が地域社会において愛護、都の啓発

人材育成・その他

- 【人材育成等】：児童相談所の適切な運営体制確保
：区市町村等の人材育成のための研修実施
：民間団体との連携・民間団体への支援
- 【虐待死亡事例等の検証】
：検証結果を踏まえた、再発防止の取組
：検証実施に必要な情報提供の依頼
：要対協又は区市町村の関係機関の振返り
- 【公表】毎年度、虐待防止施策の実施状況を公表